

会 員 各 位

(公社)熊本県トラック協会
会 長 住永 豊武
(公印省略)

新型コロナウイルスの緊急経済対策について

会員の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済状況の悪化や社会情勢が日々変化する中での業務対応など、極めて厳しい状況であることとご推察申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長される見通しの中、令和2年4月30日の参院本会議において、117兆円規模の政府の緊急経済対策として、2020年度の補正予算が可決されました。

今回の緊急経済対策については、返済不要の給付金や実質無利子の融資制度、納税猶予の特例などの支援策が下記のとおり提供されておりますので、制度をご活用いただき、国民生活や経済活動に必要な不可欠なトラック輸送業務の滞りない提供にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

熊ト協といたしましては、引き続き、会員企業様に必要な情報提供に全力を挙げてまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様にお見舞い申し上げますとともに、全国での感染拡大が一日も早く終息することを祈念しております。

記

◇企業向けの経済対策 ※各種支援策の詳細は、別添「業務支援課だより」をご参照ください。

1 持続化給付金（経済産業省、熊本県）

売り上げ減少等の要件を満たす企業に対する返済不要な給付金

2 雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を特例的に10/10を助成 ※労働者1人1日当たり8,330円が上限

3 資金繰り支援（経済産業省、熊本県）

新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様向けの資金繰り支援
☆追加要件を満たせば、利子補給で金利負担が実質ゼロの貸付もごぞいます。

4 法人税や消費税、社会保険料などの納税猶予措置（国税庁、日本年金機構等）

国税や地方税の申告・納付期限の延長手続きにより、納税が最大1年間猶予

※既にご案内したものや今後詳細な情報が更新される予定のものも含まれておりますことをご了承ください。

コロナに負けない！くらしと経済を支えるトラック輸送！

事業主様		代表者	運行管理者	運 転 者
	回覧印			

業務支援課だより (第128号)

令和2年5月3日

(公社)熊本県トラック協会

新型コロナウイルス感染症対応 (国・熊本県) 政府の緊急経済対策について

・持続化給付金

【経済産業省】 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

給付額: 法人 200万円、個人事業者 100万円

要件: 売上が前年同月比で50%以上減少

【熊本県】 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_32491.html

支援額: 法人 20万円、個人事業者 10万円

要件: 売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少

※国の「持続化給付金」と県の「事業継続支援金(仮称)」を重複しては受け取れません。

・雇用調整助成金の特例措置【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

・資金繰り支援

【経済産業省「新型コロナウイルス感染症特別貸付等」】

経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

※取扱金融機関: 各信用保証協会、日本政策金融公庫、商工中金ほか。

【熊本県「新型コロナウイルス感染症対応 中小企業向け資金」】

熊本県ホームページ https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31664.html

※取扱金融機関: 肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合の本支店、商工中金ほか。

・法人税や消費税、社会保険料などの納税猶予措置

【法人税及び法人の消費税等】の申告・納付期限の延長手続】

国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

【社会保険料等の猶予制度】

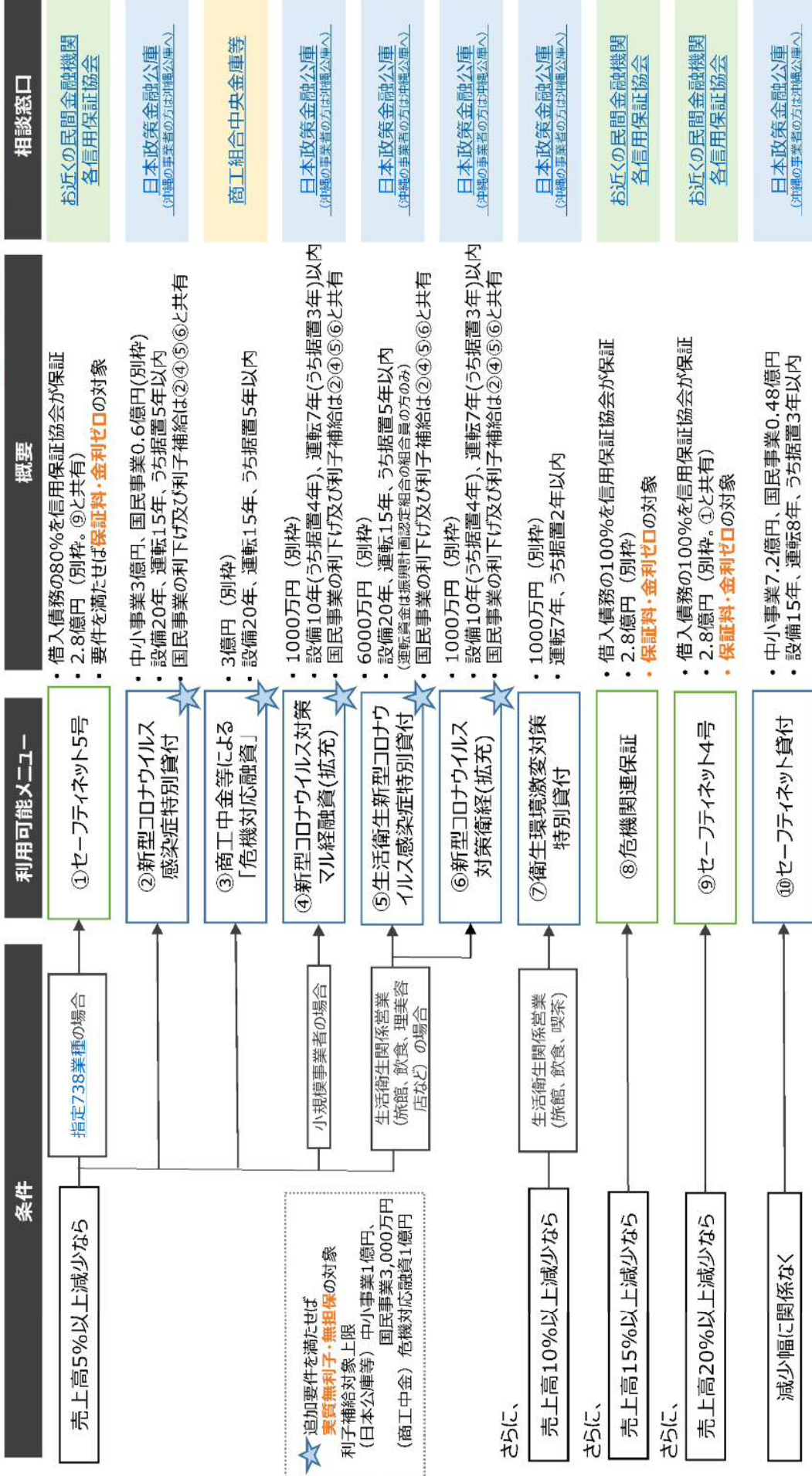
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

(お問合せ先) (公社) 熊本県トラック協会 業務支援課

電話: 096-369-3968

資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**



※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途ご案内をご覧ください。

売上高要件の考え方

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど（※者は公庫のみ）＞
 (1) ~ (3) のいずれかで比較。

【公庫(特特)】	【信用保証協会(特特)】
(1) 前近1か月の売上高と運送3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較	(1) 左記に同じ。
(2) 前近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	(2) 左記に加え、その後2か月間(申込みを含む3か月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較)
(3) 前近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 左記に加え、その後2か月間(申込みを含む3か月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較)

＜創業1年1か月以上＞
 【公庫(特特)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
 【信用保証協会(特特)】最近1か月の売上高と、前年同月を比較 +
 その後2か月間(申込みを含む3か月の売上高と前年同月を比較)

この資料は、プロトスタ―株式会社運営するStartupListic株式会社INQが寄稿した記事を参考として作成しました。



新型コロナウイルス感染症対応 中小企業向け資金 比較表

		熊 本 県		熊本県信用保証協会		日本政策金融公庫	
資金名	金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)		緊急時短期資金(つなぎ資金)		緊急時条件変更(元本の据置)		新型コロナウイルス感染症特別貸付
	県独自分	国 セーフティネット保証4号	国 危機関連保証	緊急時短期資金(つなぎ資金)	緊急時条件変更(元本の据置)	緊急時短期資金(つなぎ資金)	
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(▲20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少(▲20%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(▲15%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少(▲15%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者 ※協会保証付の融資を返済中の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期比で減少(▲5%以上)等 かつ ・中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者 	
融資限度額	8,000万円	8,000万円	8,000万円	月商の1カ月以内	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 6,000万円(別枠) ・中小企業事業 3億円(別枠) ※通常の融資限度額は資金ごとに異なる
融資期間	10年以内		10年以内		—	—	設備20年以内 運転15年以内
うち据置期間	1年以内	2年以内		—	6カ月以内	—	設備5年以内 運転5年以内
上限利率(償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内		各金融機関所定利率	—	—	基準利率▲0.9%(当初3年間) ※基準利率は公庫所定 【特別利子補給制度(R2.3.17時点予定)】 事業者の規模に応じ、政府の指定する実施機関による当初3年間の利子補給を実施予定 (詳細は検討中だが、本貸付制度利用者全てが対象となるものではない。また限度額あり)
保証料率	県が全額補助		県が全額補助		—	—	—
借換え	※熊本地震に関する県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん地震)及び市町村の特別融資分 熊本地震分(※)について可能		—		—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 公庫資金分の借換えは個別相談 ・中小企業事業 不可
参照ページ	P10へ	P11へ	P12～P13へ	P18へ	P19へ	—	P20～P21へ

※詳細は「熊本県中小企業者向け支援策ガイドブック」をご参照ください。